

篠山口駅西公営駐車場の管理に関する
基本協定書（案）

丹 波 篠 山 市

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (本協定の目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (公共性の趣旨の尊重)	1
第4条 (用語の定義)	1
第5条 (管理物件)	1
第6条 (指定期間)	1
第2章 本業務の範囲と実施条件	2
第7条 (本業務の範囲)	2
第8条 (甲が行う業務の範囲)	2
第9条 (業務実施条件)	2
第10条 (業務仕様書の変更)	2
第11条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	2
第3章 本業務の実施	3
第12条 (本業務の実施)	3
第13条 (管理責任者等)	3
第14条 (開業準備)	3
第15条 (第三者による実施)	3
第16条 (管理物件の維持保全等)	4
第17条 (危機管理体制の整備)	4
第18条 (緊急時の対応)	4
第19条 (債務不履行)	4
第20条 (情報管理)	4
第4章 管理機器等の扱い	5
第21条 (甲による管理機器等の貸与)	5
第22条 (乙による備品等の購入等)	5
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	5
第23条 (事業計画書)	5
第24条 (事業報告書)	5
第25条 (業務報告書)	5
第26条 (経営状況の確認)	6
第27条 (業務実施状況の確認及び改善指示)	6
第6章 指定管理料及び利用料金	6
第28条 (納付金の支払い)	6
第29条 (利用料金の取扱い)	6
第30条 (利用料金の決定)	6

第7章 損害賠償及び不可抗力	7
第31条 (損害賠償等)	7
第32条 (第三者への賠償)	7
第33条 (保険)	7
第34条 (不可抗力発生時の対応)	7
第35条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
第36条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)	8
第8章 指定期間の満了	8
第37条 (業務の引継ぎ等)	8
第38条 (原状復帰義務)	8
第39条 (管理機器等の扱い)	8
第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等	8
第40条 (甲による指定の取り消し)	8
第41条 (乙による指定の取り消しの申し出)	9
第42条 (不可抗力による指定の取り消し)	9
第43条 (指定期間終了時の取扱い)	10
第10章 その他	10
第44条 (権利・義務の譲渡の禁止)	10
第45条 (本業務の範囲外の業務)	10
第46条 (リスク分担)	10
第47条 (本業務の実施に係る指定管理者の口座)	10
第48条 (請求、通知等の様式その他)	10
第49条 (避難所に指定された場合の対応)	10
第50条 (暴力団等の排除)	10
第51条 (協定の変更)	11
第52条 (解釈)	11
第53条 (疑義についての協議)	11
第54条 (裁判管轄)	11
別紙1 用語の定義	13
別紙2 管理物件	14
別紙3 篠山口駅西公営駐車場 業務仕様書	15
別紙4 リスク分担表	18

篠山口駅西公営駐車場の管理に関する基本協定書（案）

丹波篠山市（以下「甲」という。）と****（以下「乙」という。）とは、次のとおり、篠山口駅西公営駐車場（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、篠山口駅等の利用者に対する駐車場の効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項に規定する指定管理期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日である。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第7条 篠山口駅西公営駐車場条例（平成11年条例第185号）（以下「条例」という。）

第3条に規定する本管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第1条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 条例第4条に規定する使用の許可、第7条に規定する使用許可の取消しに関する業務
- (3) 条例第8条に規定する利用料金の徴収、減免、第9条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務
- (4) 管理施設等の維持保全に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、業務仕様書（別紙3）に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第8条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 管理施設の修繕業務（詳細については第16条の規定による。）

(業務実施条件)

第9条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、業務仕様書（別紙3）に示すとおりである。

(業務仕様書の変更)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後に業務仕様書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、業務仕様書（別紙3）を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第7条で定めた本業務の範囲及び第9条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う納付金額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第12条 乙は、本協定、及び関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて業務仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(管理責任者等)

- 第13条 乙は、本業務の実施に必要な知識、技能、経験等を有する者を管理責任者として選任するとともに、業務遂行に最適かつ必要な業務従事者を配置し、仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に対して通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 管理責任者は、本業務の実施に関し、その使用許可事務、維持管理、運営、取締り等施設現場の管理監督一切を担うものとする。
 - 3 乙は、指定期間において、事前に甲の承認を得ることなく、管理責任者を交替させてはならない。
 - 4 甲は、本業務の実施にあたり、管理責任者を不相当と認めたときは、乙に対して当該管理責任者の交替を求めることができる。
 - 5 乙は、労働法規その他関係法令を遵守し、管理責任者、業務従事者その他管理業務に従事する者に対する雇用主としての義務を負うものとし、管理業務に関する指示、労務管理、労働安全衛生管理等一切の指揮命令を行うものとする。

(開業準備)

- 第14条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第15条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の維持保全等)

第16条 管理施設の改造、増築、改築については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕・更新については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

3 第1項または第2項の規定によらず、甲乙協議のうえ、乙が自己の費用と責任において行う管理物件の改良については、乙は、その有益費償還請求権を放棄するものとする。

(危機管理体制の整備)

第17条 乙は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、不測の事態に適切に対応できるよう危機管理体制を構築するとともに随時訓練を実施するものとする。

(緊急時の対応)

第18条 本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(債務不履行)

第19条 乙は、事業放棄又は破綻により本協定の義務を履行しないこと、又は本協定に違反し、甲に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、方針変更、議会の不承認、その他手続の遅延により本協定の義務を履行しないこと、又はこれに違反し、乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、甲が本協定に定める債務を履行しない場合又はこれに違反したとき、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

(情報管理)

第20条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、丹波篠山市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 管理機器等の扱い

(甲による管理機器等の貸与)

第21条 甲は、管理機器等を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、管理機器等を常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、故意又は過失により管理機器等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第22条 乙は、前条第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等」という。)

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第23条 乙は、毎会計年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、甲に提出し、確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第24条 乙は、毎会計年度の終了後30日以内に、乙の管理する施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が第40条乃至第42条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) その他甲が指示する事項

(業務報告書)

第25条 乙は、乙の管理業務及び経理の実施状況を点検し、その結果を正確に反映した業務報告書を毎月終了後に作成し、甲に対して翌月10日までに報告しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況(点検、修繕、清掃、その他維持管理業務)
- (2) 施設の利用状況(利用台数、障害者等料金減免等の台数等)
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 利用者等からの苦情とその対応状況

(5) その他必要事項

(経営状況の確認)

第26条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙のすべての構成団体について毎事業年度終了後3か月以内に甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の提出書類について、疑義がある場合、乙に対し質問を行うことができる。この場合において、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

(業務実施状況の確認及び改善指示)

第27条 甲は、乙の管理業務及び経理の状況に関し、必要があると認めるときは、第24条及び第25条に規定する報告書を確認するほか、随時、乙の管理状況を实地に調査し、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合、その申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認又は調査の結果、乙による管理業務の実施が仕様書のほか、甲が示した実施条件等を満たしていないときは、甲は乙に対して業務の是正又は改善を指示するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による是正又は改善の指示を受けたときは、速やかに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第28条 甲は、乙へ指定管理料の支払いは行わない。

(利用料金収入の取扱い)

第29条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

- 2 利用料金の額は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。
- 3 条例及び規則に規定する利用料金の減免及び收受した利用料金の還付は、乙が乙の負担により行うものとする。
- 4 乙は、指定期間終了後の期間における利用の対価として收受した利用料金について、甲が新たな指定管理者を指定したときは当該指定管理者に対して、その他の場合は甲に対して、乙の期間満了日までに支払うものとする。

(納付金の支払い)

第30条 乙は、甲へ年度上半期毎に納付金を支払うものとする。

- 2 甲と乙は、年度当初に年度協定を行い、当該年度の納付金の額を決定する。
- 3 当該年度において、利用料金収入実績から管理に要した経費を控除した収支差額が納

付金を上回った場合には、そのうち 50%を甲へ支払うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第31条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第32条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第33条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第34条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第35条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を納付金額から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第38条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(管理機器等の扱い)

第39条 本協定の終了に際し、管理機器等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 管理機器等については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。
ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(甲による指定の取り消し)

第40条 甲は、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第35号）第8条の規定により、乙が同条例第7条の指示に従わなかったとき、又は次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本

業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
 - (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
 - (5) 乙が暴力団等であると判明したとき
 - (6) 甲の承諾を得て、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合（以下「第三者に行わせる場合」という。）において、その第三者が暴力団等であることを知りながらその契約を締結したと認められるとき
 - (7) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申し出)

第41条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき（一方的な仕様変更等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第42条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第43条 第37条から第39条の規定は、第40条から第42条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第44条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第45条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲は、乙の自主事業の実施に当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(リスク分担)

第46条 本業務に関するリスクの分担については、別紙4のとおりとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第47条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第48条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(避難所に指定された場合の対応)

第49条 災害等により、本施設が丹波篠山市地域防災計画に基づく避難所とされた場合、乙は、使用許可の取消等必要な措置を行うとともに、甲が行う避難所の開設及び管理運営に関し必要な協力を行わなければならない。

(暴力団等の排除)

第50条 丹波篠山市暴力団排除条例(平成24年条例第24号。以下「暴排条例」という。)

第6条の規定により講ずべき措置は次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができるものとし、その情報を所轄の警察署長に提供することで乙が暴力団等であるか否かについて意見を聴くことができるものとする。
- (2) 甲は、前号に規定する意見の聴取により得た情報について、当該協定以外の業務において暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるために利用し、又は教育委員会に提供することができるものとする。
- (3) 乙は、第三者に行わせる場合にあつては、暴力団等をその受託者としてはならない。
- (4) 乙は、第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であることが判明したときは、甲に報告をしなければならない。
- (5) 乙は、当該協定の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けたときは、甲に報告し、かつ、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。第三者に行わせる場合にあつては、その第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

(協定の変更)

第51条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第52条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第53条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第54条 本契約に関する紛争は、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 丹波篠山市北新町4-1

名称 丹波篠山市

代表者 丹波篠山市長 酒井 隆 明 印

乙（指定管理者）

所在地 ****市****

名称 ****

代表者 ** ** 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「納付金」とは、乙が甲に対して支払う施設利用に係る還付金のことをいう。
- (3) 「業務仕様書」とは、篠山口駅西公営駐車場指定管理者募集要項に示された本業務に係る業務仕様書のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した指定申請書のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (7) 「募集要項」とは、篠山口駅西公営駐車場指定管理者募集要項のことをいう。
- (8) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（業務仕様書を含む。）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (9) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。
- (10) 「暴力団」とは暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (11) 「暴力団等」とは暴力団及び暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設

- ・ 駐車場施設

駐車スペース 158区画
(内障害者用スペース2区画)

- ・ 公園施設

休憩用建物 24.05㎡

- ・ 敷地内の外構及び植栽

外柵 (フェンス) 21.50m

ガードレール 38.50m

植栽 400㎡

(2) 管理物品

1) 管理機器等

種類	数量	備考
駐車券発行機	1	
自動料金精算機	1	
カーゲート	2	
バーキャッチャー	2	
ループ式感知機 (ループコイル含む)	2	
駐車券発行機・自動料金精算機パイプテント	2	
駐車券発行機・自動料金精算機蛍光灯	2	
出口注意灯	1	
入口表示灯 (満車)	1	
障害者誘導標識	1	
消防ホース格納箱	1	
施設内照明灯	22	

別紙3 篠山口駅西公営駐車場 業務仕様書

1 目的

この業務仕様書は、篠山口駅西公営駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めるものとする。

2 駐車場の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、駐車場を管理するにあたり、次に掲げる事項に留意する。

- ① 関係する法令、条例等の遵守し、駐車場が平等に利用できること。
- ② 市民・観光客等の駐車場としての利用に供するための施設との設置目的に基づき、適正に管理すること。
- ③ 地域住民や利用者等の意見、要望を考慮し、適切に運営すること。
- ④ 効率的な管理・運営を行い、経費の節減に努めること。
- ⑤ 駐車場の管理に係る個人情報の保護を徹底すること。

3 施設の概要

- (1) 名称 篠山口駅西公営駐車場
- (2) 所在地 丹波篠山市大沢二丁目14番地4
- (3) 敷地面積 5,379㎡
- (4) 収容台数 158台
- (5) 形態 平地自走式 機械ゲート式

4 駐車場の営業時間等

- (1) 営業時間 24時間
- (2) 休業日 年中無休

5 業務の内容

- (1) 駐車場の利用に関すること
 - ① 職員の雇用配置及び勤務形態は、駐車場の利用に関するに必要な人員を配置すること。
 - ② 職員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、業務の運営に支障がないように定めること。
 - ③ 職員に対し、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
 - ④ 夜間対策、緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し職員の指導を行うこと。
 - ⑤ 業務を行う職員は、次の事項に留意すること。
 - ・利用者には親切丁寧に対応すること。

- ・駐車場内における紛争の防止と利用率を高めるよう努めること。
- ・随時駐車場内を巡回し、不正駐車の防止に努めること。

- ⑥ 駐車の拒否、退去に関すること。
- ⑦ 利用者に対するサービス及び苦情処理を適切に行うこと。
- ⑧ 駐車車両の記録、統計の保管を適切に行うこと。
- ⑨ 自動車の保管に関して最大限の注意を払うこと。

(2) 駐車場の維持管理に関すること

- ① 駐車場内は常に清掃に努め清潔に保つこと。また、駐車場内植栽の剪定について年1回以上実施すること。
- ② 管理機器類を正常な状態で維持管理するため、月1回定期点検を行うこと。
- ③ 駐車場内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るため保安管理を適切に行うこと。
- ④ 本業務に係る光熱費、電話回線使用等一切の経費は指定管理者の負担とする。
- ⑤ 本業務に必要な消耗品等は、全て指定管理者が調達、負担すること。
- ⑥ 機器等の修繕・更新はリスク分担表（別紙4）による。
- ⑦ 損害賠償保険に加入のこと。

(3) 利用料金の収受に関すること

- ① 利用料金は、篠山口駅西公営駐車場条例第8条の規定による金額を上限とする。
- ② 指定管理者は、現金の管理を適切に行うこと。
- ③ 指定管理者は、定期駐車券の管理を適正に行うこと。

6 事業報告書等に関する事項

- (1) 指定管理者は、毎年度、市長が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、市長に提出するものとします。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に報告しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - ① 管理業務の実施状況及び利用状況
 - ② 利用に係る料金の収入の実績
 - ③ 管理にかかる経費の支出状況
 - ④ その他管理の実態を把握するため、市長が必要と認める事項
- (3) 指定管理者は、毎月、利用状況、業務日報及び収入実績に基づく事業報告書を作成し、市長に報告すること。
- (4) 指定管理者は、業務日報を5年間保管し、求めがあった場合は提出すること。
- (5) 市長は、管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理

の状況に関して、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行う。

7 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭におき、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の運営管理に係る各種規定、要綱、マニュアル等を作成する場合は、市と協議すること。
- (3) 施設の管理業務の遂行にあたっては、関係機関との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行うこと。
- (4) 指定管理者は、施設管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- (5) 指定管理者は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。
- (6) 次の業務は第三者に委託することはできない。
 - ① 施設の使用許可、許可の取消に係る業務
 - ② 関係機関との調整業務
 - ③ 災害又は緊急時の対応業務上記以外の業務を第三者に委託する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。
- (7) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び丹波篠山市個人情報保護法施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければならない。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の漏えい等の行為は、同条例に基づく罰則が適用される場合がある。

8 その他

- (1) 指定管理者は、指定期間の満了までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引継ぎを行うこと。
- (2) 市と指定管理者は、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合は、誠意を持って協議することとする。
- (3) 責任リスク分担については、リスク責任分担表（別紙4）のとおりとする。

別紙4 リスク責任分担表

項目		指定管理者	丹波篠山市
施設の維持管理・運営		○	
施設の法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	(案件により対応)
管理物件の修繕・更新			○
管理物件の修繕・更新	1件10万円未満	○	
	1件10万円以上		○
不可抗力(市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加		(市への報告・応急対策)	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険(指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険)		○	
施設保険(火災・建物共済等)			○
事業終了時の費用(指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用)		○	

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、丹波篠山市と指定管理者が協議の上、決定することとする。